

第23期佐世保市農業委員会第32回総会議事録

1 開催日時 令和2年1月27日(月) 15時30分から16時20分

2 開催場所 すこやかプラザ 8階講堂

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手 源一郎		
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員(1名)

19番 大宅 和子

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義

事務局次長 溝上 順
事務局係長 天羽 孝太郎
事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 林 俊成
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第322号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第323号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第324号議案 非農地証明願について
第325号議案 非農地通知について
第326号議案 農用地利用集積計画（案）について
第327号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第328号議案 農用地利用配分計画（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第32回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、改めまして明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願
いいたします。

今日はあいにくの荒れ模様の中のため、宇久の委員さんお二人については会場まで来
られないということで、テレビ会議でのご参加となっております。

皆さま、最後までご審議のほどをよろしくお願ひしまして、開会にあたってのご挨拶
とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は19番大宅和子

委員から欠席の届出があつておりますが、出席委員数が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、12番 富川利光委員、13番 水口一男委員、補充として14番 田中広昭委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。
第322号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第322号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、有福町の1筆。地目は、登記田、現況畑。面積は871㎡です。転用目的は車両置場。権利は、賃借権設定です。施設は、事業用車両置場8台、作業員用駐車場5台です。併用地ありで、敷地全体面積は1,300㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは上有福公民館から南西に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。砂利を敷き転圧をかけ、隣地への土砂流出を防止。日照通風、建築物はないため被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写し添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は許可不要です。

以上1件です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2番 2番、川上です。1月24日に北村委員、貸渡人の3人で現地確認を行いました。申請地は市道に隣接しておりまして、周辺は貸渡人の所有地となっております、周囲への支障も無く、特に問題ありません。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。現地は前面が市道、後ろが山林の間にある土地でございます、周辺への影響も無いため、問題ないと思います。

議長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第322号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第323号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第323号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

1番、宇久地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町大久保の2筆のそれぞれ一部。地目は、登記畑、現況畑、原野。面積は2筆合計106㎡です。転用目的は風況観測塔の設置。権利は、賃借権設定、25ヶ月です。施設は、風況観測塔1基、16㎡、支線直下の耕作不可部分として90㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内農用地に該当します。参考事項としまして、こちらは大久保公民館から北西に約600mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。掘削に際しては、同日中に埋め戻しを実施。日照通風、細い鋼材を利用したトラス型の塔及びワイヤー支線のため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保市長の意見書添付予定となっておりますが、こちらは、農用地における一時転用について、佐世保市長に対し意見照会をしたものの回答になります。意見の内容としましては、「復元計画に基づき、農地へ復元するのであれば、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはないと判断する」となっています。農地復元計画書の内容としましては、観測塔の撤去及び基礎設置後の畑土による埋め戻しを行い、耕作者が作付できる状態に戻すとなっています。

以上1件です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、宇久地区。

1 5 番 15番、西尾です。1月23日に菅推進委員と現地確認を行いました。

この土地は宇久には在住していない方の土地ですけれども、宇久に在住の方が管理されており、耕作はされておらず、野草だけを刈り取っている状況でございます。

今回の風況観測棟の設置につきましては、周りの土地のほとんどはこの所有者の土地であります。一部所有者が違う土地もあります。

万一風況観測塔が台風等で倒れた場合のことを考えると、周りの方の同意というの必要ではないかと見てまいりました。

塔を設置することについては、問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

菅 委 員 宇久地区の菅です。いま西尾委員から説明があったとおりです、よろしくお願ひします。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 事務局から地区担当委員の意見について何かありませんか。

事 務 局 隣接の同意についての意見がありましたけれども、まだ提出はあっておりませんが、設置期間中の日頃のメンテナンスや倒壊等が発生した場合の対応について、責任を持って対応するというので誓約書が提出される予定ですので、万一のことについては担保されると思っております。

議 長 ありがとうございます。他に何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第323号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第324号議案非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第324号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、宮地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、南風崎町の1筆。地目は、登記田、現況宅地。面積は、132㎡です。

願出の理由としては、昭和24年以前より、農業用倉庫の敷地、進入路及び庭先として宅地と一体利用。現在も宅地として利用。

参考事項としまして、こちらは、宮支所入口バス停より北西へ約400mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

2番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、陣の内町の2筆。地目

は、登記は両方ともに畑、現況は、駐車場と宅地。面積は、195㎡と76㎡です。

願出の理由としては、昭和22年6月6日頃より、建設業の事務所及び作業場として利用開始。その後、一部建て替えや解体が行われるも、一度も農地として復元されていない。現在、一部は宅地、ほかは貸駐車場及び進入路として利用。

参考事項としまして、こちらは、陣の内交差点南側約60mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

3番、大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、原分町の2筆。地目は両方とも、登記田、現況宅地。面積は、58㎡と6.57㎡です。

願出の理由としては、平成16年12月9日付、転用目的住宅1棟使用貸借として農地法第5条届出受理済み。平成17年4月11日住宅を新築。現在も住宅の敷地及び駐車場として利用。

参考事項としまして、こちらは、坂の上分道バス停より北東へ約500mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

以上3件です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、宮地区。

3番 3番、阿波です。1月23日に坂口委員と私、申請者と共に現地を確認しました。住宅の改築に伴って判明したということでございまして、本人さんも農地のままになっているとは思ってもみなかったということでした。願出の理由に記載のとおり、以前より倉庫敷きになっており、特に問題は無いと見てまいりました。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員から説明があったとおり、何ら問題は無いと見てまいりました。

議長 次に、2番早岐地区は私の担当地区ですので調査結果を報告いたします。この案件につきましては、1月22日に久野推進委員と現地を見て参りました。農地法施行以前の昭和22年頃から農地以外の目的で利用されておりました、現在は駐車場などに利用されており、農地に戻るような状況ではないことを確認しました。市街化区域内でもございますので、特に問題はないと見てまいりました。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

久野委員 早岐地区の久野です。今、会長から説明がありましたとおり、何の問題もないとして見てまいりました。以上でございます。

議 長 次に、3番大野地区。

9 番 9番、井手です。1月21日に牟田委員と願出人の3人で現地を見てまいりました。願出の理由のとおりで、農地に戻るような状況ありませんし、特に問題は無いと見てまいりました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

牟田委員 大野地区の牟田です。井手委員の報告のとおり問題ありません。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

1 2 番 12番、富川です。
市街化区域の土地については委員が現地確認をしていない自治体もあると聞いたことがあります。本市も事務局の現地確認で判断はできないのでしょうか。

事 務 局 農地か否かにつきましては、地区の委員の目で実際に現場を見て判断していただくことが望ましいと考えております。
今後、事務の簡素化や委員の負担軽減が必要となりましたら検討したいと思いますが、現場を見て判断することが基本と考えております。

議 長 事務局から説明がありましたが、他に何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第324号議案については、非農地として証明書を交付することとします。次に、第325号議案非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 説明の前に、恐れ入りますが、4ページの三川内地区の17番から21番までを削除願います。

削除の理由につきましては、事務局においては公図などを元に地番を特定して議案上程しておりますが、議案発送後に地区担当委員の現地確認や聞き取りにより地番の特定誤り等が判明したのになります。

それでは、第325号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、合計で174筆、面積92,277.00㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第325号議案について、非農地通知を発出することとします。
次に、第326号議案農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定として、江上地区1件、三川内地区1件、柚木地区2件、中里地区4件、小佐々地区3件、鹿町地区3件の計14件の集積です。
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。以上です。
なお、小佐々地区の9番は赤木委員、10番、11番は松田推進委員の関連となりますので、先行して審議をお願いいたします。

議 長 それでは、9番小佐々地区の案件は、赤木委員の案件になりますので、先行して審議いたします。赤木委員は一時退席をお願いします。

～赤木委員退席～

議 長 それでは、9番の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、9番の案件につきましては、承認することといたします。赤木委員につきましては入室し、着席してください。

～赤木委員入室～

議長 続いて、10番、11番の松田推進委員の案件について先行して審議いたします。松田推進委員は一時退席をお願いします。

～松田推進委員退席～

議長 それでは、10番、11番の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、10番、11番の案件につきましては、承認することといたします。松田推進委員につきましては入室し、着席してください。

～松田推進委員入室～

議長 では、9番、10番、11番を除く、残りの案件につきまして、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 それでは、第326号議案の農用地利用集積計画がすべて承認されましたので、(案)を削除してください。

続きまして、第327号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)に

ついて、事務局の説明をお願いします。

事務局 第327号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告5を先にご報告いたします。47ページから49ページをお開きください。報告5農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条に基づく利用権の合意解約について早岐地区で14件受理しております。以上ご報告いたします。

それでは、農地中間管理事業に係る利用権設定につきましてご説明いたします。江上地区1件、早岐地区46件、江迎地区1件、鹿町地区2件で合計50件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

なお、早岐地区の40番は八並会長の関連となりますので、先行して審議をお願いいたします。

議長 はい、40番が私の案件になりますので、私は退席させていただき、先に審議をお願いします。議事の進行を副議長をお願いします。

～八並委員退席～

副議長 それでは、40番の案件について、質問はありませんか。

委員 (なし)

副議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

副議長 ありがとうございます。40番の案件は承認いたします。八並委員は入室し、着席してください。

～八並委員着席～

議長 はい、それでは40番を除く他の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第327号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

次に、第328号議案農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第328号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江上地区1件、早岐地区32件、江迎地区1件、鹿町地区1件で合計35件計画されています。

こちらは、佐世保市長より農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第327号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

なお、早岐地区19番は八並会長の関連となりますので、先行して審議をお願いいたします。

議 長 はい、19番は私の案件になりますので、私は退席させていただき、先に審議をお願いします。議事の進行を副議長にお願いします。

～八並委員退席～

副 議 長 それでは、19番の案件について、質問はありませんか。

委 員 (なし)

副 議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

副 議 長 ありがとうございます。19番の案件は承認いたします。八並委員は入室し、着席してください。

～八並委員着席～

議 長 はい、それでは19番を除く他の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第328号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。

報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について、ご説明いたします。

早岐地区1件、江迎地区1件の計2件相続の届出を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告2農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和2年1月6日付局長専決事項として、佐世保地区1件を受理しております。

以上、ご報告いたします。

議 長 報告3農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和元年12月19日、24日、26日及び令和2年1月6日、10日日付局長専決事項として、早岐地区2件、日宇地区1件、佐世保地区2件、大野地区2件、中里地区1件、相浦・九十九地区1件の計9件受理しております。

以上、ご報告いたします。

議 長 報告4農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、三川内地区1件、電気通信事業にかかる案件として江迎地区1件、電気事業にかかる案件として江迎地区4件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。報告5農地法第18条第6項の規定による通知については、先ほど説明がありました。
以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。
事務局、お願いします。

事 務 局 **【農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について】**

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これを持ちまして、第32回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。